

定期健康診断を実施しましょう

くまもと健康診断実施促進運動

運動実施期間：平成21年9月1日～10月31日

熊本県内における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は、平成20年は53.6%に達し、受診労働者の半数以上に何らかの所見が認められ、平成11年以降連続して全国平均を上回っています。有機溶剤、鉛、電離放射線等の有害物質の取扱いに係る特殊健康診断においても、依然として全国を上回る高い有所見率を示しています。

働く人が健やかで快適な職業生活を実現するためには、健康診断の確実な実施が必要であり、また、労働者50人未満における事業場における定期健康診断の実施率を向上させる必要があります。さらに、何らかの所見の原因となる問題点・背景等を早期に発見し、適正な事後措置（作業管理・作業環境管理・健康管理・労働衛生教育）を行うことが重要です。また、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者、産業医を選任する必要があります。

熊本労働局、各労働基準監督署では関係団体等と相互に連携を図り、「くまもと健康診断実施促進運動」を展開しております。各事業場におかれましては、定期健康診断を確実に実施するとともに、実施後の適切な健康管理をお願いいたします。

＜事業者が実施すべき事項＞

- ★健康診断の確実な実施
- ★健康診断の全員受診の徹底
- ★健康診断結果を踏まえた事後措置の実施
- ★健康診断結果報告書の提出
- ★衛生管理者および産業医の適切な選任

- ※ 定期健康診断：1年以内ごとに1回、定期に実施する。（労働安全衛生法第66条第1項）
- ※ 特殊健康診断：石綿、有機溶剤、鉛、放射線業務等の有害な業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際、配置換えの際及び6ヶ月ごとに1回、定期に実施する。（同法第66条第2項、施行令第22条）
- ※ 健康診断結果報告：定期健康診断では労働者数50人以上、特殊健康診断では労働者数1名以上を使用する事業場は、当該健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出する。（労働安全衛生規則第52条ほか有機則等関係省令）
- ※ 健康診断事後措置：医師又は産業医等の意見を勘案し、必要により就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、作業環境測定の実施、施設又は設備の改善等を図る。（同法第66条の5）

主唱：熊本労働局・各労働基準監督署

協賛：熊本産業保健推進センター

熊本県労働災害防止団体連絡協議会